

死亡届

に関するおもな手続き

亡くなられた方がてはまるものについてご確認ください。	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること					
保険年金					
A 国民健康保険に加入していた	資格確認書 または 資格情報のお知らせの返却	資格確認書 または 資格情報のお知らせ			
→高額な医療費の支払いをしていた場合	※「保険年金課」の窓口でご相談ください。				
→葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請	・喪主であることがわかるもの（領収書、会葬礼状等） ・喪主の口座番号がわかるもの ・喪主の印鑑 ・喪主の本人確認書類（亡くなられた方と喪主が別世帯の場合）			
B 75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	資格確認書の返却	後期高齢者医療資格確認書		本庁舎1階 保険年金課	
→高額な医療費の支払いをしていた場合	高額療養費などの支給申請（該当があった場合）	・高額療養費等支給申請書 ・承継人の口座番号がわかるもの ・承継人の印鑑			
→葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請	・喪主であることがわかるもの（領収書、会葬礼状等） ・喪主の口座番号がわかるもの			
A・B共通	→各種認定証を持っていた	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		
C 上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続きがあります。 手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で手続きしてください。	
保険料に未納がある場合	※「保険年金課」の窓口でご相談ください。				
① 国民健康保険に加入していた世帯主 ② 75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	※「保険年金課」の窓口でご相談ください。			本庁舎1階 保険年金課	
年金を受給していた		年金証書、年金請求者の預金通帳など ※「保険年金課」の窓口でご相談ください。		市川年金事務所 047-704-1177	
→国民年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届			市川年金事務所 047-704-1177	
→厚生年金を受給していた	※年金事務所での手続きがあります。			加入していた共済組合	
→共済年金を受給していた	※共済組合での手続きがある場合があります。			農協	
→農業者年金を受給していた	※農協でご相談ください。				
高齢 65歳以上の方（一部40～64歳の方）		(お持ちの方) 介護保険被保険者証・ 負担割合証・負担限度額認定証 ※「保険年金課」の窓口でご相談ください。		総合福祉保健センター2階 高齢者支援課	
→要支援・要介護認定を受けていた (40～64歳の該当者を含む)	資格喪失届の手続き				
→要支援・要介護認定を受けていない	資格喪失届の手続き				
高額介護サービス費等支給該当者	高額介護サービス費等の支給申請				
障がい 障がいの手帳等を持っていた		・身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療 ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証		総合福祉保健センター2階 障がい福祉課	
→障がいに関する手当を受けていた	障がいに関する各種サービスや手当終了の相談				
→重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた	受給者資格の喪失届				
児童手当・児童扶養手当の対象児童または受給者	※受付窓口でご相談ください。				
保育園・幼稚園等に入園しているお子さんがいる方	※受付窓口でご相談ください。			総合福祉保健センター2階 幼児保育課	
保育園・幼稚園等の申請をしている方	※受付窓口でご相談ください。				
亡くなられた方の資産や税・料金に関すること					
税・料金					
鎌ヶ谷市に土地・家屋などの固定資産を所有していた	現所有者申告書（相続人代表者指定届） (相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方) ※未登記の場合：固定資産税（家屋）名義変更届	※受付窓口でご相談ください。		本庁舎2階 課税課土地係 課税課家屋係	
→固定資産を共有していた	現所有者申告書（相続人代表者指定届）	※受付窓口でご相談ください。			
→土地・家屋を相続する	※裏面の「相続」欄をご覧ください。				
住民税が課税されていた	相続人（相続人代表者）届出	※受付窓口でご相談ください。		本庁舎2階	
原付バイク・小型特殊車両を所有していた	廃車・名義変更の申告	※受付窓口でご相談ください。		課税課市民税係	
軽二輪（125cc超250cc以下）、 小型二輪（250cc超）のオートバイを所有していた	関東運輸局千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所にお問い合わせください。			関東運輸局千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所 050-5540-2024	
軽自動車を所有していた	軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所にお問い合わせください。			軽自動車検査協会 千葉事務所習志野支所 050-3816-3115	
税・料などを口座振替で鎌ヶ谷市に納めていた	口座振替の廃止・変更	預金通帳、通帳の届出印		本庁舎2階	
鎌ヶ谷市に納める税金・保険料などに未納がある場合	未納の確認・納付相談			取税課	
→財産や負債を放棄する場合	※家庭裁判所でご相談ください			千葉家庭裁判所松戸支部 047-313-9737	
上下水道の使用をやめる、名義を変更する場合	使用中止届、使用名義変更	お電話で手続きできます。		上下水道料金センター（県水お客様センター） 0570-001-245	
→井戸水の使用がある場合で、下水道使用人数が変更になる方	使用人数変更	お電話で手続きできます。			

ご家族があてはまるものについてご確認ください。	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
-------------------------	-----	-------	----	------	-----

ご家族に関する届出・申請

住所
戸籍

保険
年金

こども

相
続

世帯主が亡くなつて、残る世帯員が二人以上の場合で、
世帯主の変更を希望する方

健康保険の扶養から外れて、
国民健康保険に加入する方

国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方

受けられる年金給付がないか、確認とご相談

小学生・中学生のお子さんがいて、
経済的な事情のある方

お子さまに関して受けられる手当・助成等の
確認、相談

亡くなられた方の預貯金等について
相続手続きが必要な場合

亡くなられた方が不動産（土地、建物等）を
所有している場合

→農地を相続する場合

世帯主変更届出

国民健康保険の加入（74歳まで）
※資格喪失日より14日以内

国民年金の加入
(20歳～59歳までの配偶者)
※資格喪失日より14日以内

新しい国民健康資格確認書
または資格情報のお知らせの交付

例)
・遺族基礎年金
(子のある妻、または子)
・国民年金寡婦年金
(60歳～64歳の妻)
・国民年金死亡一時金

就学援助の相談・案内
(提出は在籍校)

・子ども医療費助成
・ひとり親家庭等医療費助成
・児童手当
・児童扶養手当
・保育園

法定相続情報証明

不動産登記申請

※農業委員会でご相談ください

加入していた健康保険の
「資格喪失証明書」

変更前の資格確認書 または
資格情報のお知らせ

※窓口にてご相談ください。

※窓口にてご確認ください。

※ご家庭の状況により利用できる
制度や必要なものが異なります
ので、ご相談ください。

右記に電話の上、ご相談ください。
(12月29日～1月3日及び土日祝日を
除く8時30分～17時15分の間)
(音声ガイダンス2番)

千葉地方法務局
市川支局
047-339-7701

本庁舎2階
農業委員会

本庁舎1階
市民課

本庁舎1階
保険年金課

本庁舎1階
保険年金課

本庁舎5階
学務保健室

総合福祉保健センター2階
こども支援課

総合福祉保健センター2階
幼児保育課

千葉県鎌ヶ谷市

やがて
故郷に
変わる街
鎌ヶ谷

〒273-0195
千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷
二丁目6番1号



鎌ヶ谷市ホームページ <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/>

開庁時間 あさ 8時30分～夕方 5時00分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

第1.0版 R7.12.10

手続きチェックシート おくやみ

心よりお悔やみ申し上げます

忘れずにお持ちください。

死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届出してください



火葬許可証をお渡しします

・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。
納骨するときに必要な書類ですので、
大切に保管してください。

- 死亡届の届出人は、
 - 親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）
 - 同居者
 - 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人 となっています。
- 届出前に火葬場の予約が必要です。
- 届出に必要なもの
 - 死亡届と死亡診断書

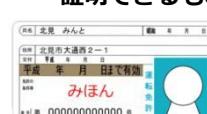
（届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。）

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証

そのほか
・パスポート
・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

・健康保険の資格確認書
・基礎番号通知書（年金手帳）
・介護保険被保険者証
・顔写真付きの社員証、学生証など

関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

- 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。